障害者福祉システム等標準化検討会(第1回) 令和3年8月18日 【資料2】

障害者福祉システム等標準化検討会 (第1回)

意見照会の集約結果について

令和3年8月18日 事務局提出資料

全国意見照会の実施概要

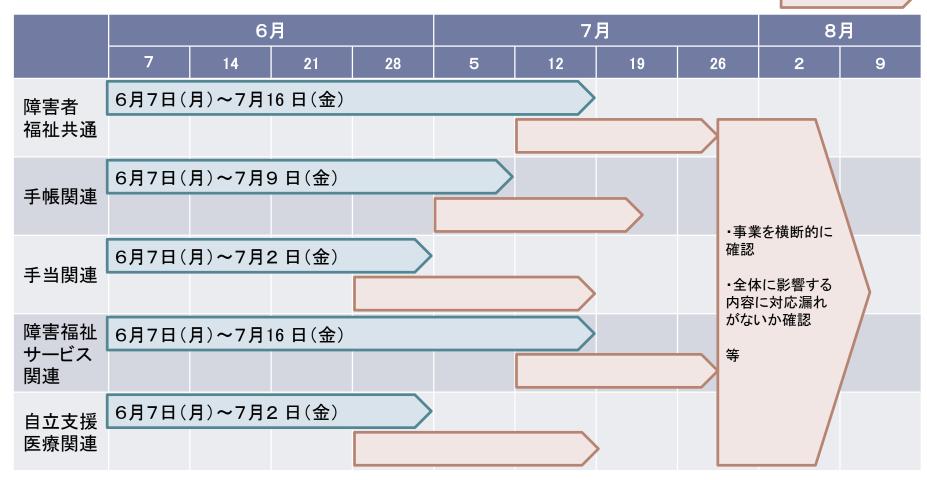
対象事業

- 6月7日(月)~7月16日(金)の期間で、全国の市区町村に対し意見照会を実施した。
- 事業毎の照会期間、意見集約期間は以下のとおりである。

凡例

意見照会期間

意見集約期間



•手帳関連:身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

•手当関連 :特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、特別児童扶養手当

・障害福祉サービス関連:障害福祉サービス、障害児通所支援、補装具

•自立支援医療関連: 更生医療、育成医療、精神通院医療

全国意見照会の回答状況①(団体数)

- 全国意見照会の結果、<u>60 自治体から意見</u>が提出された。 ※7月19日(月)までの回答を集計、「意見なし」と回答した自治体を除く
- 指定都市、大都市ほど意見を出す傾向があった。

自治体規模	障害者 福祉 共通	手帳関連	手当 関連	障害福祉 サービス 関連	自立支援 医療関連	回答団	団体数	回名	答率	
指定都市 (20)	9	11	8	11	8	12		60.0%		
中核市 (62)	6	11	8	6	8	13	60	21.0%	3.4%	
特別区 (23)	3	3	3	2	5	5	60	21.7%		
市町村 (1,636)	21	21	17	16	19	30		1.8%		
合計 (1,741)	39	46	36	35	40					
回答率	2.2%	2.6%	2.1%	2.0%	2.3%					

全国意見照会の回答状況②(意見数)

- 全国意見照会の結果、<u>1,827 件の意見</u>が提出された。 ※7月19日(月)までの回答分を集計、「意見なし」と回答した意見を除く
- 指定都市からの意見が全体の約6割を占めている。

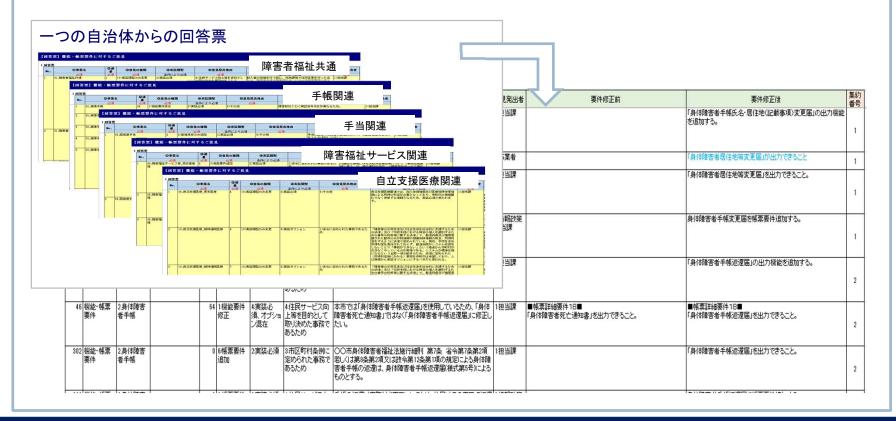
	障 <u>'</u>	害者福	ā祉共	通		手帳	関連			手当	関連		障害	子福祉 関:		ごス	自立	支援	医療問	関連	
自治体 規模	機能帳票要件	帳票詳細要件	その他	合 計	機能帳票要件	帳票詳細要件	その他	合 計	機能帳票要件	帳票詳細要件	その他	合 計	機能帳票要件	帳票詳細要件	その他	合計	機能帳票要件	帳票詳細要件	その他	合 計	合計
指定都市	88	3	44	135	193	75	43	311	166	12	25	203	128	55	52	235	111	61	33	205	1,089
中核市	28	0	1	29	37	21	2	60	42	11	0	53	79	39	5	123	19	16	3	38	303
特別区	45	2	2	49	20	1	0	21	18	5	3	26	39	22	2	63	20	1	5	26	185
市町村	24	0	7	31	48	15	3	66	38	8	2	48	35	12	4	51	27	17	10	54	250
合計	185	5	54	244	298	112	48	458	264	36	30	330	282	128	63	472	177	95	51	323	1,827

意見の集約方法①(個票の一覧化)

○ 自治体からの全ての回答票について、加工することなく「意見一覧」として一覧化した。



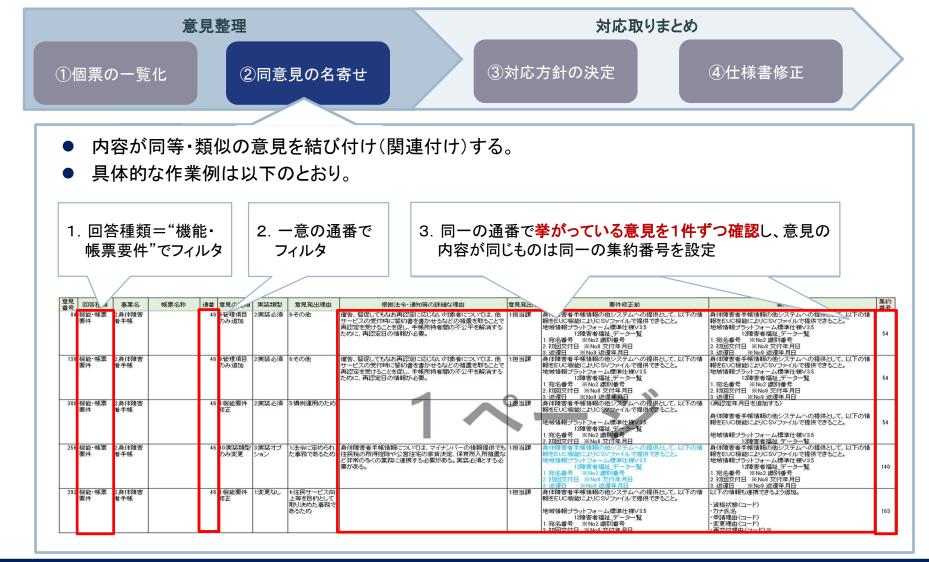
関連事業毎に意見一覧表フォーマットを用意し、回答票の「機能帳票要件」「帳票詳細要件」「その他」の各シート内容を全自治体分転記し、関連事業毎に全ての意見が見通せる「意見一覧」を作成。



意見の集約方法②(同意見の名寄せ)

○ ①で作成した「意見一覧」に対して、全ての意見にしっかりと目を通し、必要に応じて関係法令を確認の上、 同様の意見には集約番号を付番して名寄せした。

(集約番号の付番により名寄せした結果は、「参考資料1_意見一覧」のとおり。)



意見の集約方法③(対応方針の決定)

○ ②で付番した集約番号に対して、要件分類化の上、対応方針を取り決めした。



● 関連事業毎に集約一覧表フォーマットを用意し、意見一覧で付番した集約番号単位に、要件分類 分けし、対応方針を取り決めした。

集約一覧 02.手帳関連 業務フ 機能・帳 帳票詳 帳票レイ 対応方針 修正方針•内容•回答 票要件 細要件 2.機能要件 4.R3.9月以降検討(WTで検討を要する) 帳票の追加有無、追加する場合はレイアウト及び印字項目も合わせて検討します。 4.R3.9月以降検討(WTで検討を要する) 帳票の追加有無、追加する場合はレイアウト及び印字項目も合わせて検討します。 2 2.機能要件 3 2.機能要件 4.R3.9月以降検討(WTで検討を要する) 紙で申請受付した記録とのことですが、可能でしたら、直接システムへ申請情報の登録を行っていただ 3.R3.9月以降検討(データ・連携要件) 身体障害者障害程度等級表にある号(例えば、肢体不自由 上肢の1級にある、1 両上肢の機能を全 廃したもの、(t 1 号)を指していると思われますが、他自治体からのご意見も踏まえて検討します。

対応方針は以下の考え方で整理した。

対応方針	主な内容
1. 標準仕様書案へ反映	記載不明瞭による補足追記や修正、明かな考慮漏れによる要件追加等
2. 意見へ回答して完了	別の箇所(障害者福祉共通等)に記載済、明らかな標準化の範囲外等
3. R3.9月以降検討(データ・連携要件)	管理項目・コード明細の追加、連携項目の追加等
4. R3.9月以降検討(機能·帳票要件)	機能要件の追加・変更、出力帳票の追加、帳票印字項目の追加等
5. R3.9月以降検討(その他)	非機能要件に関すること、RPAの利用等将来構想的なこと等

意見の集約方法④(仕様書修正)

〇 ③の対応方針で「標準仕様書案へ反映」とした意見に対して、影響調査、修正内容を検討の上、標準仕様書案 を修正した。



● 回答一覧の修正仕様書種類、修正方針に従い、該当仕様書を修正した。

修正仕様書種類					
		機能·帳 票要件			修正方針·内容·回答
			0		都道府県によっては、再交付時に一般市町村の窓口で手帳を印刷することもあるため、次のとおり変更しました。 ・「市(町村)名」を印字項目として追加。 ・ここに都道府県名を印字するケースもあるため、帳票詳細要件の"印字編集条件など"に"バラメタなどにより初期設定が行えること ※一般市町村での再交付に対応できるよう都道府県名も設定できること"を記載。 以下を修正しました。 身障手帳:15:身体障害者手帳(紙様式) 療育手帳:11:療育手帳(紙様式)

● 「R3年9月以降検討」とした意見については、検討課題一覧と位置づけ、引き続き対応する。

	修正仕様書種類								
対応方針	本編	業務フロー	機能·帳 票要件	能・帳 帳票詳 帳票! 要件 アウ		修正方針・内容・回答			
3.R3.9月以降検討(データ・連携要件)						○自治体独自に必要な管理項目は、他自治体からのご意見も踏まえて検討します。 ・身障手帳、療育手帳 バス介護 ※選択敗は「有」のみ ○帳票印字項目追加、印字場所も合わせて検討します。 ・身障手帳(紙)、療育手帳(紙) バス介護が"有":バス介護 上記以外:バス介護不要			
4.R3.9月以降検討(WTで検討を要する)						手帳へは自治体独自に追加で印字する項目があることは認識していますので、他自治体からのご意見 も踏まえて検討します。 ※備考の面へ「変更・再交付履歴」として、申請事由とその日付を印字する等を検討します。			

意見集約の結果①(要件分類別)

- 機能要件に関する意見が56%、帳票要件が21%であり、合わせて77%を占めていた。
- 業務フローに関する意見は極少数であった。(指定都市特有の内容に関するものであった。)
- 〇 データ要件、連携要件、非機能要件合わせて18%であった。(今後、内閣官房IT室との調整が見込まれる。)

要件分類	障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援医療 関連	合訂	t
1. 業務フロー	0	1	1	5	2	9	0.5%
2. 機能要件	198	247	202	244	129	1,020	55.8%
3. 画面要件	0	6	4	0	4	14	0.8%
4. 帳票要件	6	106	32	136	105	385	21.1%
5. データ要件	5	70	53	54	56	238	13.0%
6. 連携要件	6	9	6	2	9	32	1.7%
7. 非機能要件	13	7	22	6	6	54	3.0%
8. 標準化全般	8	3	4	14	4	33	1.8%
9. 質問	2	0	1	6	3	12	0.7%
10. その他	6	9	5	5	5	30	1.6%
合計	244	458	330	472	323	1,827	100%

意見集約の結果②(対応方針別)

- 令和3年8月標準仕様書に向けて反映する意見は、16%であった。
- 標準仕様書案への反映や今後の検討の必要がなく、回答することで完了とした意見は、33%であった。
- O WTでの検討を要する等、令和3年9月以降の検討とした意見は、51%であった。

対応方針		障害者福祉 共通	手帳関連	手当関連	障害福祉 サービス関連	自立支援 医療関連	合訂	+
1.	標準仕様書案へ反映	43	83	31	94	36	287	15.7%
2.	意見へ回答し完了	74	111	145	160	115	605	33.1%
3.	令和3年9月以降検討	127	264	154	218	172	935	51.2%
	3.1 データ・連携要件	11	71	23	41	37	183	10.0%
内訳	3.2 機能・帳票要件	99	186	109	158	128	680	37.2%
	3.3 その他	17	7	22	19	7	72	4.0%
合	計	244	458	330	472	323	1,827	100%

意見の傾向

○ 意見発出者別、発出理由別の傾向を整理した。また、帳票に係る意見は、ほぼ一つに集約されるものであった。

1. 意見発出者による傾向

No	発出者	意見数	団体数	傾向
1	原課 ※空白含む	1,677件	54団体	電算部門は他システムとの兼ね合いや共通化すべき要件、非機能要件に該当す
2	電算部門	30件	5団体	る意見、ベンダは既存システムの機能や帳票にこだわった意見、等があるのではないかと想定していたが、原課、電算部門、ベンダで特に異なった意見の傾向は
3	ベンダ	120件	10団体	見られなかった。

2. 意見発出理由による傾向

No	理由	意見数	意見の傾向
1	法令上の理由	120件	申請書・届出の追加の他は、各要件の細かな仕様に関する内容が多かった。
2	都道府県条例の理由	7件	手帳への独自項目の印字や独自助成項目の管理等であった。
3	市区町村条例の理由	29件	多くが帳票への印字項目追加、帳票の文言変更であった。
4	住民サービス向上の理由	508件	
5	慣例運用の理由	227件	機能追加・修正・削除、管理項目追加・変更、類型変更、印字項目追加・変更・削除、印字編集条件変更等、様々であった。
6	その他の理由 ※空白含む	936件	門」開来本目交叉号(本へとの))に。

法令上の理由、特に条例による理由の意見は比較的少なく、**多くの意見は法的根拠を理由としたものではなかった**。

3. 意見の傾向(帳票要件)

ほぼ全ての意見が住民向け帳票(通知書、お知らせ、手帳・受給者証等)についてであり、以下の内容であった。

- ・システム印字項目の追加・削除
- 特に身障手帳・療育手帳・精神手帳へ独自の割引(バス・有料道路・タクシー等)を印字するために、独自項目の管理が必要
- ・固定文言の追加・変更・削除(本文・注意書き・本人同意文等)
- ・面が複数ある不定形帳票のレイアウト変更 例)障害福祉サービスの受給者証の事業者記入の面は別冊
- ⇒下期検討において、**帳票レイアウトの変更に関する具体的対応方針を示す必要がある**と考えている。

種・2種で判断できるものではないため、別に入力し印字が必要。

対応内容 意見概要 1. 標準仕様書案へ反映 ○通知書やお知らせ帳票の問い合わせ先に、FAX番号、e-mailアドレ スを追加してほしい。(聴覚障害者や電話対応困難者に対して配慮し 考慮不足と判断し、問合せ先のある帳票全てに対し てほしい。) て、FAX番号は実装必須、e-mailアドレスは実装オ ○通知書やお知らせ帳票の「お問い合わせ先」を「問合せ先」に変更 プションで追加した。 してほしい。(公用文における漢字使用等について(平成22年内閣訓 今第1号)2(1)に「問合せ」と明記されているため。) 住民記録情報との連携は、随時連携を実装必須にしてほしい。 実装オプションを実装必須にしてほしいとの意見は、 転入者が転入届と同時に福祉サービスの申請に訪れることがあり、 他にも多数あったため、実装必須、実装オプション、 2 サービスの内容によっては、転入届の受理当日にその場で受給者証 実装不可の考え方について、標準仕様書に追記し を交付する必要があるため、住民記録情報との連携は随時連携でき た。 る機能の実装が業務上必須である。 2. 意見へ回答し完了 福祉サービスは申請主義であるため、同一人物が事業間で異なる管 機能追加の意見のうち、障害者福祉共通に記載済 理番号で登録されるケースがあるが、同じ個人でありながらシステム であるものが多数あった。 上別人として管理されることがあり、その場合、福祉サービスの重複 例えば、左記の意見に対しては、「機能・帳票要件 受給の確認ができず、適正な受給資格の判断ができなくなるため、全 (1.障害者福祉共通)の機能ID:1.4.14.に記載して 市的に対象者を一意に特定するための紐づけ(名寄せ)機能の実装 います。」といった回答をしている。 が業務上必須である。 3. 令和3年9月以降検討 身体障害者手帳、療育手帳に対して、バス割引対象者の場合は「バ 自治体独自で実施している各種割引を手帳に印字 ス介護」を印字する必要があるため、印字できるようにしてほしい。 しているものが多数あった。 【理由】 印字できるようにするためには、独自の管理項目 療育手帳にはバス介護の表記があり、障害程度や旅客運賃割引の1 (データ要件)を追加し、帳票レイアウトの変更が必

要になるため、9月以降の検討としている。

No		 回答内容
1. 標	準仕様書案へ反映	
1	受給者の管理(参照・更新等)は所管する区のみが可能であり、区間 異動による管理所管区の変更が必要であるため、政令指定都市対応 として、区間異動に関する管理機能の実装が業務上必須である。	固有要件(指定都市、複数福祉事務所のある市)と して整理し、障害者福祉共通に要件を追加した。
2	進達伺書 文書番号を表示するか否か、選択するよう設定できること。 【理由】 政令市の場合、同じ庁内でのやり取りとなり、文書番号は必要ないため。	障害者福祉共通の機能・帳票要件として、文書番号 の印字有無を帳票毎に選択できるようにした。
2. 意	見へ回答し完了	
1	療育手帳のサイズについては指定が無いが、各自治体の裁量で決定 してもよいのでしょうか。	令和2年4月1日厚生労働省発障0401第4号「療育手帳制度について」の表紙の下に「大きさは、B7とする」と示されている。
2	帳票「療育手帳交付申請受理簿」を追加してほしい。記載項目 申請受付日、氏名、保護者氏名、居住地、生年月日、判定機関等 【理由】 療育手帳の申請から手帳交付までの一連の流れを適切に管理する ため。	機能・帳票要件(3.療育手帳)機能ID:3.7.7.に記載のとおり、内部利用の帳票は、EUC機能による対応としている。 ※内部帳票の扱いは、標準仕様書の24ページ「(6)外部帳票と内部帳票について」に記載している。
3. 令	和3年9月以降検討	
1	「身体障害者手帳氏名・居住地(記載事項)変更届」の出力機能を追加する。 【理由】 出力可能な項目を印字した記載事項変更届を出力することで、窓口での市民の負担軽減及び処理の効率化できる。	帳票の追加有無、追加する場合はレイアウト及び印 字項目も合わせて検討する。

No	意見概要	回答内容
1. 標	準仕様書案へ反映	
1	特別児童扶養手当について、以下の機能を追加すること。 ・支払履歴や過払いなど支払管理に必要な機能がない。 ・支払情報の履歴を管理する機能を有しており、支払金額、支払月、支払先口座情報が一目で確認できること。 ・支給額を修正することができること。 ・支払処理の再処理、取消ができる機能を有していること。 ・支払前に、支払額や口座有無をチェックできる機能を一覧で確認できる機能を有していること。	定例払い及び随時払いができること、支払用ファイルを作成できることの2つの要件しか記載できていなかったため、国制度手当との整合性も踏まえ、不足していると考えた機能要件を追加した。
2. 意	見へ回答し完了	
1	宛名の位置を自治体ごとに微調整できるようにしてほしい。	障害者福祉共通の帳票レイアウト「02:窓空き宛名」に参考として「住民記録システム標準仕様書【第 1.0版】・封筒レイアウト」をつけている。 宛名の大きさや位置は、住記システムと同様とすることで他業務も含めて同一規格の封筒利用を促進させたいと考えている。
2	支払機能に関して、全銀協フォーマットファイルの作成や並び順の指定が実装オプションとなっているが、当市を含め担当課でのファイル作成が全銀協フォーマットに対応していない自治体も多いと考えられる。定例払いの一括処理件数はかなり多く、作業量増加につながる恐れがあるため、全銀協フォーマットにない項目(漢字氏名、住所等)にも柔軟に対応できるような標準仕様としていただきたい。	仮に現状全銀協フォーマットに対応されていない場合は、標準化により対応が求められているとお考えください。会計部門もしくは指定金融機関にご確認ください。 なお、指定金融機関が全国銀行協会の会員であれば問題ないと認識している。
3. 令	和3年9月以降検討	
1	児童扶養手当の受給資格の認定にあたり、児童の障害状態を把握するため、特別児童扶養手当の情報を他システムへ提供できること。	他自治体からのご意見も踏まえて検討する。

主な意見と対応内容④(障害福祉サービス関連)

No	意見概要	回答内容							
1. 標	準仕様書案へ反映								
1	障害福祉サービス(受給者管理)の機能ID:6.1.22.に記載の根拠が間違っている。 (誤)介護給付費等に係る支給決定事務について(事務処理要領) 第4 団利用者負担上限月額の認定 (正)介護給付費等に係る支給決定事務について(事務処理要領) 第2 団利用者負担上限月額の認定	ご指摘のとおり、根拠に誤記があったため訂正した。							
2	再転入時のみならず、再開新規の場合も同じ受給者証番号を付与することで、国保連への請求もスムーズに行える。	ご意見のとおりであるため、機能・帳票要件(6.障害 福祉サービス等(受給者管理)機能ID:6.1.29.に追 加した。							
2. 意	2. 意見へ回答し完了								
1	「代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状」を出力できること 「補装具費支給券」と併せて1枚で印刷できること。	ご意見の内容を考慮して、支給券に委任者、受任者を印字できるようにしている。							
2	システムに取り込んだ一次審査結果資料情報(国保連合会から受信)の一次審査済明細書等情報(※障害児支援についても同等の情報)をサービス提供年月、請求年月ごとの事業所番号、受給者番号、サービス種類、請求サービスコード等の単位に抽出、一覧で確認及び児童等の切り分けができること。 【理由】 介護給付費は、年齢(児・者)により支援する課が異なることから、審査対象を選別するため。	機能・帳票要件(1.障害者福祉共通)機能ID:1.5.3. にて「一覧抽出結果には、住民記録情報を付与もし くは参照できる」とあるため、EUC機能で年齢による 切り分けが可能である。							
3. 令	和3年9月以降検討								
1	ケアプランでの支給決定対象者の把握	計画相談支援に関わらず、対象者の各サービスの支給決定内容については国保連合会へ送信する受給者異動連絡票情報で管理されている決定サービスコードにあわせた管理項目が必要となるため、データ要件と合わせて検討する。							

No	意見概要	回答内容						
1. 標	1. 標準仕様書案へ反映							
1	受給者の「行政区」に応じた公費負担者番号を印字すること。 【理由】 指定都市では、行政区によって公費負担者番号が異なるため、受給 者の「行政区」に応じた公費負担者番号を印字する機能が必要になる。 根拠法令等 保険者番号等の設定について(昭和51年8月7日 保発第45号・庁保 発第34号)「2 公費負担者番号の設定について」	更生医療、育成医療、精神通院医療の3医療に対して、帳票詳細要件 自立支援医療受給者証 の「印字編集条件など」へ"管理場所単位の指定有無を設定でき、有の場合は管理場所ごとに設定できること"と実装オプションで追記した。						
2. 意	見へ回答し完了							
1	受給者の「行政区」に応じた問合せ先を印字すること。 【理由】 指定都市では、問い合わせ先の窓口が区役所となるため、「判定依頼書」などと同様に「問い合わせ先」の項目を追加し、かつ、受給者の「行政区」に応じた問い合わせ先を印字できるようお願いする。	機能・帳票要件(1.障害者福祉共通) 機能ID:1.2.8. に定めており、指定都市においても、問題なく管理 可能と考えている。						
2	有効期間は、開始日を入力した後、押下すると1年後の適切な満了日を自動で計算し設定するボタンを実装すること。 【理由】 事務の軽減のため	ご意見の内容については、画面要件(標準仕様範囲 外)となる。						
3. 令	3. 令和3年9月以降検討							
1	所得判定は「自立支援医療費支給認定通則実施要綱の記載のとおり判定する」とあるが、同要綱に記載のない過去通知に基づく取扱いにも対応可能なシステム設計を行っていただきたい。例)・住宅借入金等特別税額控除や寄附金(ふるさと納税額)控除前の市町村民税所得割の金額により判定する。 ・旧年少扶養控除等により再計算した市町村民税所得割の金額により判定する。	他自治体の意見を踏まえて検討する。						

都道府県意見照会の実施結果①

- 6月7日(月)~6月30日(水)の期間で、47 都道府県に対し意見照会を実施した。
- 回答数は、24/47 都道府県(回答率51%)であった。
- 都道府県からの回答の全体は、「参考資料4」都道府県意見一覧」のとおりである。
- 身障手帳、療育手帳の回答数及び令和3年度下期検討の方向性は次のとおりである。

	事業名	調査内容	選択肢	回答数	合計	R3年度下期検討の方向性
1## 2##	t / 1 + 4 0 ; # ; ± + 4	「進達伺・一覧」の提出及び様 式	1:問題なし	19	21	基本的に問題なしであるが、一覧項目への追加・削除意見が多いため、検討を要する。 4割は独自集計様式があるため、独自様式を入
	≛仕様の進達様 で問題ないか		2:問題あり	2	21	
		y 集計·報告様式	1:独自あり	8	21	
	またのか またのか		2:独自なし	13		手し、EUC機能で満たせるか検討する。
工门	はあるか		1:望ましい	5		次のような考慮が必要であり、ハードルが高い。
	身障手帳	進達情報データのファイル連携	2:実現困難	13	20	・都道府県側システムの改修費用
	21 PT 1 PX	定注情報 アクリンドイル 建協	3:不要	1	20	・ファイル連携による回線・通信環境
	アデータによる		4:その他	1		・機密情報漏洩防止
進達	権は可能か		1:望ましい	4		・添付書類不備等による返戻・再進達 ・判定機関と交付機関が分かれる ・紙とデータの両面が必要になることに対するマッチングの考慮など
電子	子データで結果	y 審査結果情報データのファイル 連携	2:実現困難	14	20	
返過	差は可能か		3:不要	0	20	
			4:その他	2		
		「進達伺・一覧」の提出及び様式 集計・報告様式	1:問題なし	17	21 21	身障手帳と同様。
			2:問題あり	4		
			1:独自あり	5		程度の種類・数が都道府県で異なるため、縦列
			2:独自なし	16		の汎用化を検討する。
		進達情報データのファイル連携	1:望ましい	4		ほぼ身障手帳と同様である。 ※市と町村でルートが異なる、判定機関と交付 機関が別にある、施設入所児者は施設長が直接 判定機関へ申請できる、といったパタンの県もあ るため考慮が必要である。
	療育手帳		2:実現困難	13	20	
			3:不要	1	20	
			4:その他	2		
		判定結果情報データのファイル 連携	1:望ましい	3		
			2:実現困難	14	20	
			3:不要	1	20	
			4:その他	2		

都道府県意見照会の実施結果②

〇 精神手帳、精神通院医療の回答数及び令和3年度下期検討の方向性は次のとおりである。

事業名	調査内容	選択肢	回答数	合計	R3年度下期検討の方向性
	「進達伺書」の提出及び様式	1:問題なし	18	19	基本的に問題なしであるが、様式が合わない都
		2:問題あり	1		道府県へ確認するか検討する。
		1:問題なし	16		基本的に問題なしであるが、一覧項目への追
	「進達一覧」の提出及び様式	2:問題あり	3	19	加・削除意見が多く、個別ツールやEXCELテンプレート運用もあるため検討を要する。
	集計·報告様式	1:独自あり	3	18	独自集計様式は少ないが、独自様式を入手し、 EUC機能で満たせるか検討する。
	未间 報口 惊八	2:独自なし	15	10	
精神手帳		1:望ましい	3		次のような考慮が必要であり、ハードルが高い。 ・都道府県側システムの改修費用 ・紙(添付書類含む)とデータの両面が必要にな
	進達情報データのファイル連携	2:実現困難	13	19	
	進建情報)一切のファイル連携	3:不要	2	19	
		4:その他	1		ることに対する整理
		1:望ましい	3		・職員の事務負担 の考慮など ただし、進達・決定の両方について電子データに よる運用を実現できている県もあるため、個別の ヒアリングを行うことを検討する。
	審査結果情報データのファイル 連携	2:実現困難	9	19	
		3:不要	4		
		4:その他	3		
	「進達一覧」の提出及び様式	1:問題なし	16	20	精神手帳とほぼ同様。
		2:問題あり	4	20	THIT I TECTOTOPING
	集計·報告様式	1:独自あり	6	19	3割強は独自集計様式があるため、独自様式を 入手し、EUC機能で満たせるか検討する。
		2:独自なし	13		
	を 進達情報データのファイル連携	1:望ましい	3	20	精神手帳とほぼ同様。
精神通院医		2:実現困難	14		
療		3:不要	2		
		4:その他	1		
	審査結果情報データのファイル連携	1:望ましい	3	20	
		2:実現困難	10		
		3:不要	4		
		4:その他	3		

都道府県意見照会の実施結果③

〇 更生医療、育成医療、補装具、国3手当、特別児童扶養手当の回答数及び令和3年度下期検討の方向性は次のとおりである。

事業名	調査内容	選択肢	回答数	合計	R3年度下期検討の方向性
	「判定依頼書」の様式	1:問題なし	18	21	基本的に問題なしであるが、項目の追加・削除や 名称の変更意見が多いため検討を要する。
		2:問題あり	3		
	「調査書」の様式	1:提出不要	18		ほぼ問題なしであるが、独自様式を定めている 県もあるため検討を要する。
更生医療		2:問題なし	1	20	
		3:問題あり	1		
	集計∙報告様式	1:独自あり	3	18	独自集計様式は少ないが、独自様式を入手し、 EUC機能で満たせるか検討する。
	朱訂•報古惊式	2:独自なし	15	10	
育成医療	集計·報告様式	1:独自あり	2	13	独自集計様式は少ないが、独自様式を入手し、 EUC機能で満たせるか検討する。
月戍区尔		2:独自なし	11	13	
	「判定依頼書」の様式	1:問題なし	17	23	3割弱が問題ありで、項目の追加・削除や名称の変更意見が膨大であるため検討を要する。
		2:問題あり	6	20	
	「調査書」の提出及び様式	1:提出不要	15	21	ほぼ問題なしであるが、3県が独自様式を定めているため検討を要する。
補装具		2:問題なし	3		
		3:問題あり	3		
	集計·報告様式	1:独自あり	1	19	独自集計様式は少ないが、独自様式を入手し、
		2:独自なし	18	10	EUC機能で満たせるか検討する。
国3手当	集計·報告様式	1:独自あり	3	19	独自集計様式は少ないが、独自様式を入手し、 EUC機能で満たせるか検討する。
四0丁当		2:独自なし	16		
	「関係書類提出・再提出書」提 出及びの様式	1:提出不要	1	22	4県より証書番号と受給者氏名を記載した内訳書(一覧表)追加の意見があり検討を要する。
		2:問題なし	20		
特別児童		3:問題あり	1		
扶養手当	「住所・支払金融機関変更届処 理済報告書」提出及びの様式	1:提出不要	7	22	問題なし。
		2:問題なし	15		
		3:問題あり	0		

都道府県意見照会の実施結果④

〇 特別児童扶養手当(続き)の回答数及び令和3年度下期検討の方向性は次のとおりである。

事業名	調査内容	選択肢	回答数	合計	R3年度下期検討の方向性
	証書の交付について(お知 らせ)	1:県印刷・送付	0	22	
		2:県印刷、市送付	19		市町村で印刷する都道府県は3県あるため、現 状どおり実装オプション帳票、レイアウトとする。
		3:市印刷•送付	2		
		4:その他	1		
		1:県印刷•送付	3		市町村で印刷する都道府県は4県あるため、現 状どおり実装オプション帳票、レイアウトとする。
	診断書の提出について(お	2:県印刷、市送付	15	22	
	知らせ)	3:市印刷•送付	4	22	
		4:その他	0		
		1:県印刷•送付	0		市町村で印刷する都道府県は7県あるため、現 状どおり実装オプション帳票、レイアウトとする。
	所得状況届の提出につい	2:県印刷、市送付	15	22	
	て(お知らせ)	3∶市印刷•送付	6	22	
		4:その他	1		
特別児童	所得状況届	1:県印刷・送付	0		市町村で印刷する都道府県は3県(2県は一部市で印刷で)あるため、現状どおり実装オプション帳票、レイアウトとする。
扶養手当		2:県印刷、市送付	20	22	
		3:市印刷•送付	1		
		4:その他	1		
	現況届	1:未利用	19		市町村で印刷する都道府県は1県あるため、現 状どおり実装オプション帳票、レイアウトとする。
		2:県印刷・送付	1		
		3:県印刷、市送付	1	22	
		4:市印刷•送付	1		
		5:その他	0		
	各種一覧帳票	1:県へ送付あり	4		所得状況届の対象者一覧、届出者一覧、未提出者一覧であるため、固定帳票化の必要はなく、現状どおりEUC機能での対応とする。
		2:県へ送付なし	15	22	
		3:その他	3		
	集計•報告様式	1:独自あり	0	21	問題なし。
		2:独自なし	21		